

令和7年度4月

## 保育所等への入所申し込み（第2回目）を受け付けます

**募集期間** 令和7年1月6日(月)～31日(金) 8時30分～17時15分 ※土・日、祝日を除く

- 対象**
- ① 1回目（11月1日～29日）に申し込みできなかった人
  - ② 市外に転出予定で、転出先で保育所などへの入所を希望する人
  - ③ 令和7年2月28日(金)までに市外から転入予定で、保育所等への入所を希望する人  
※令和7年3月以降に転入予定の人は、現在お住まいの市町村で手続きをしてください  
※1回目に申し込んでいる人は、手続き不要です

**申込方法** 「教育・保育給付認定申請書（兼入所申込兼現況届）」と「保育所等入所申請時の児童の様子」に必要事項を記入し、保育の必要性を証明する書類を添えて、市こども家庭課にご提出ください。必要書類は、市こども家庭課で配布している他、市ホームページからダウンロードできます。



市ホームページ

### ヤングケアラーって、実はけっこう身近なのかも

## ヤングケアラーについて知っておきませんか？

本来大人が担うと想定される家事や家族の世話など日常的に行っているこども・若者のことをいいます。現在、中高生の約17人に1人が、ヤングケアラーとして学校生活を送っています。

ヤングケアラーは、家族の手助けをすることは「フツーのこと」や「ガマンすること」だと思っていることが多いそうです。皆さんでヤングケアラーについて知り、いつでも気軽に話せる、相談できる体制をつくり社会全体で守っていきましょう。

障害や病気のある  
家族のために  
日常的にしていること



身体的なケアをしている  
(看病、見守り、トイレの  
介助など)



精神的なケアをしている  
(話し相手になる、悲曲を  
聴くなど)



幼いきょうだいの  
世話をしている



買い物・料理・洗濯  
などの家事をしている



家計を支えるために  
労働をして助けている

責任や負担の重さによ  
り、子どもたちが諦め  
てしまっていること



勉強や受験、進学



部活などの  
課外授業



自分だけの時間を持  
つこと



友達と放課後に  
遊ぶこと



子どもらしく自由に  
夢を描くこと



理解されること  
気軽に相談すること

相談できる場所

学校（先生やスクールカウンセラー、スク  
ールソーシャルワーカー）や、市こども家  
庭センターなどに相談できます。



市ホームページ



こども家庭庁ホームページ